

徳島市総合教育会議設置要綱

(目的)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、徳島市の教育に資するため、徳島市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 徳島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 徳島市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第 4 条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録及び作成及び公表)

第 7 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、公開しないことができる。

(事務局)

第 8 条 会議の事務局は、企画政策局企画政策課に置く。

(補足)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。